

# 情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会報告 概要

諮問第2020号

「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち  
「非常時における携帯電話サービスの事業者間ローミング等に関する  
電気通信設備に係る技術的条件」

令和8年(2026年)2月

## 検討の背景

## 検討結果

## 利用者周知

周知内容

周知・広報のコンテンツ

制約事項に関する利用者周知 等

## 運用条件・運用ルール

発動・終了の条件

運用フロー

通信速度 等

## 継続検討事項への対応状況

携帯電話向け緊急地震速報等(ETWS)について

MVNO利用者への非常時事業者間ローミングの提供

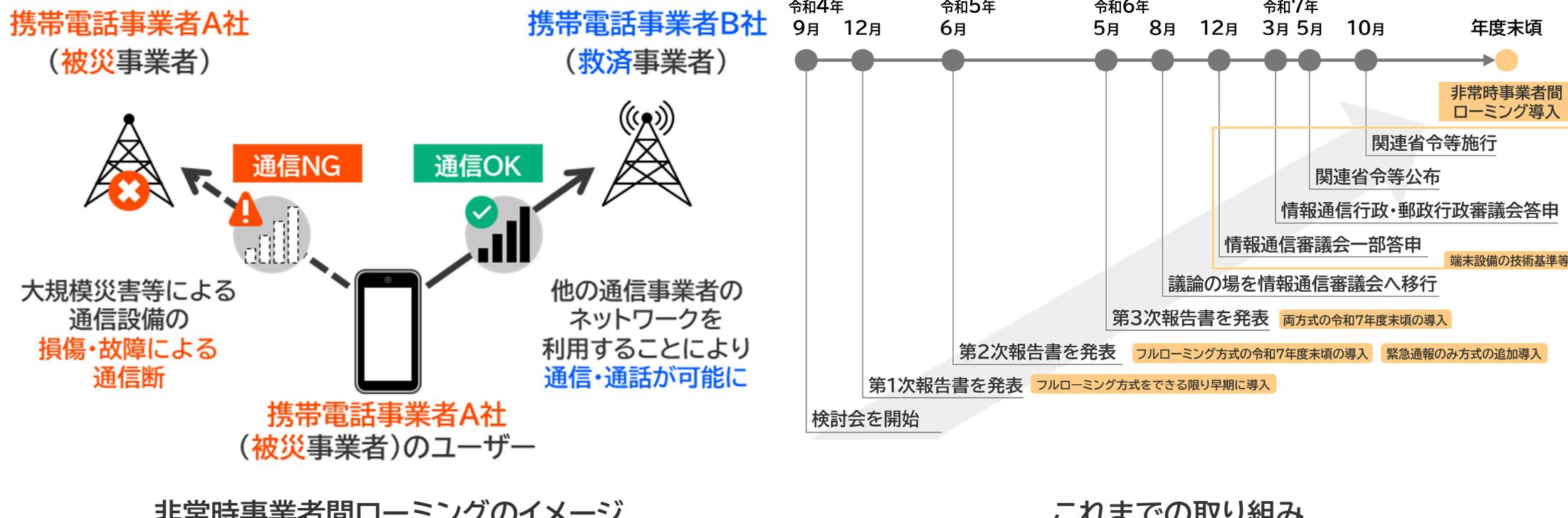
通信の秘密・個人情報保護 等

## 今後の対応

# 検討の背景

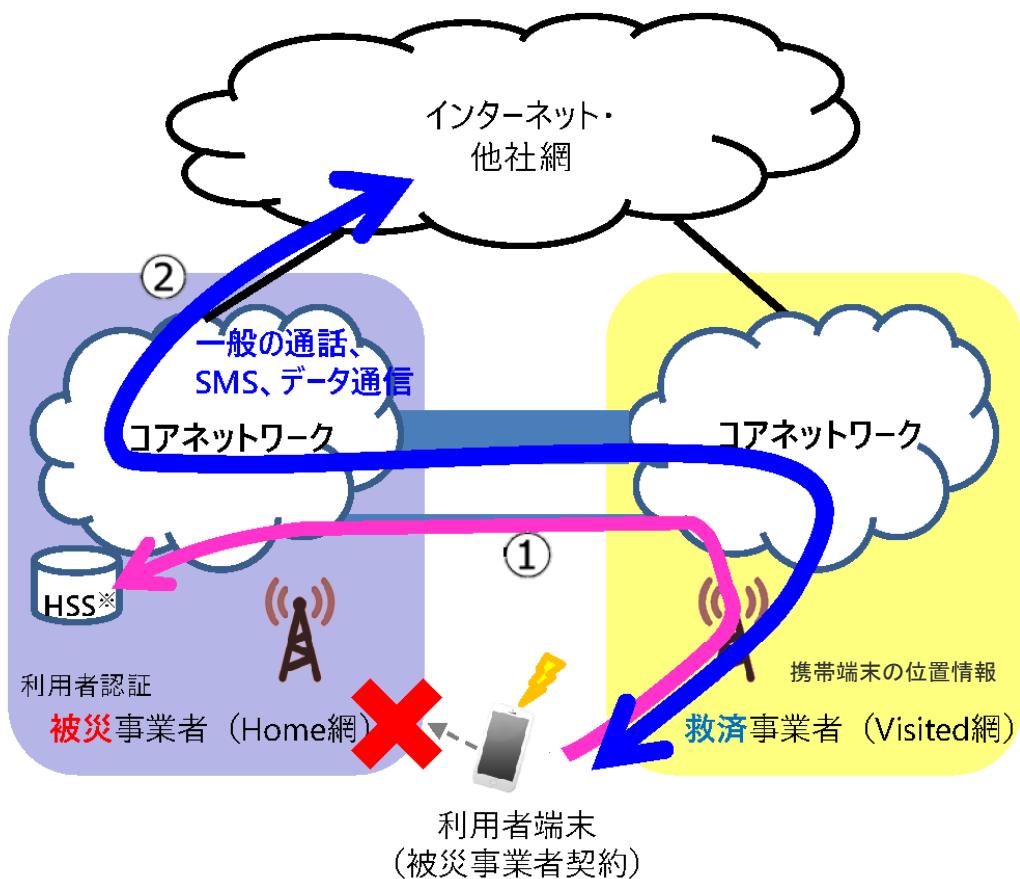
- 自然災害や通信障害等の非常時においても、携帯電話利用者が臨時に他の事業者のネットワークを利用する「非常時事業者間ローミング※」の実現に向け、**令和4年9月から「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会」を開催し**、第1次報告書から第3次報告書までを取りまとめた。
- 令和6年8月に情報通信審議会へ検討の場を移行し、端末設備の技術基準等について議論、令和6年12月に情報通信審議会一部答申を得た。改正省令・告示は令和7年5月に公布、同年10月1日に施行。
- 令和7年度(2025年度)末頃の導入を目指し、携帯電話事業者等と連携して運用ルールや周知広報の検討を行い、技術的な検討・検証等を推進(今回の報告対象)。

※サービス名称は「JAPANローミング™」



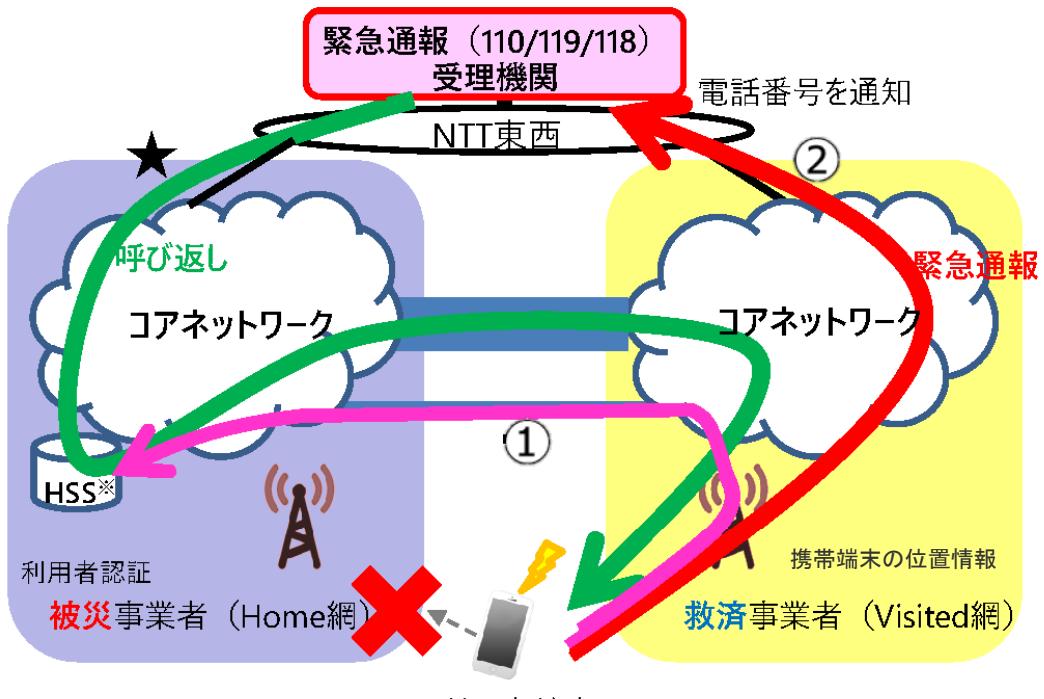
## 「フルローミング」方式

一般の通話、SMS、データ通信が可能



緊急通報が可能  
緊急通報受理機関からの呼び戻しが可能

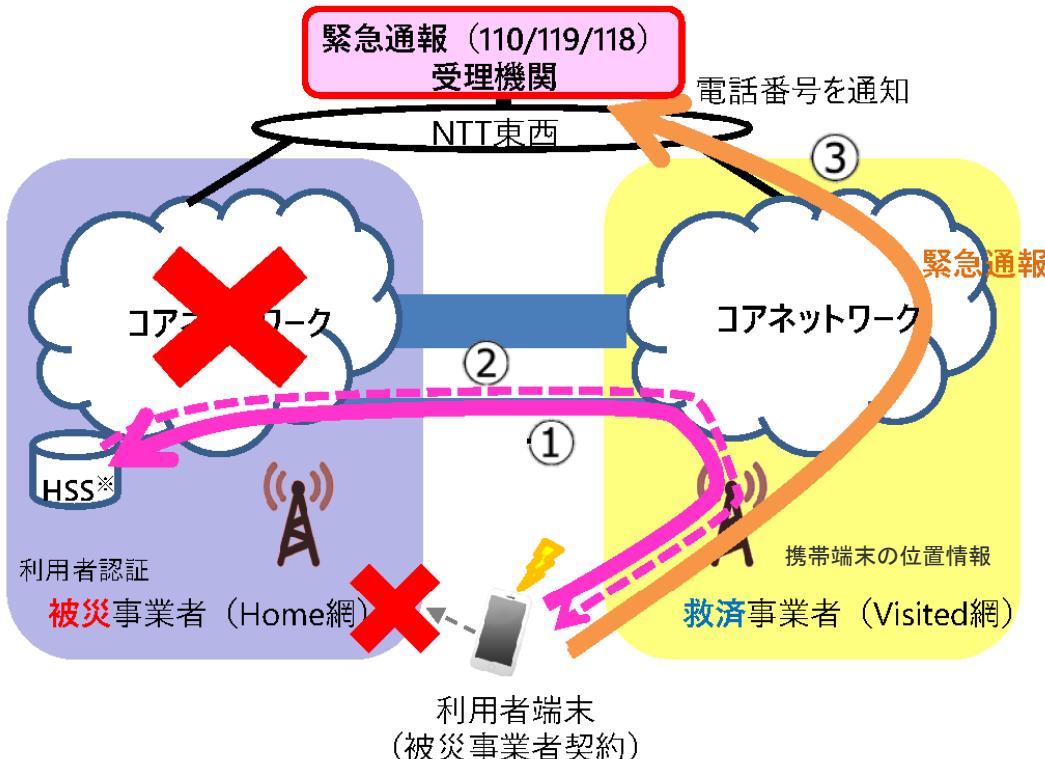
緊急通報受理機関の指令台に発信者の電話番号が表示される。  
緊急通報受理機関はその番号に対して呼び戻しができる。



## 「緊急通報のみ(認証あり)」方式

## HSS認証が機能する場合

緊急通報受理機関の指令台に発信者の電話番号が表示されるが、ローミング中においては緊急通報受理機関はその番号に対して呼び返しができない。

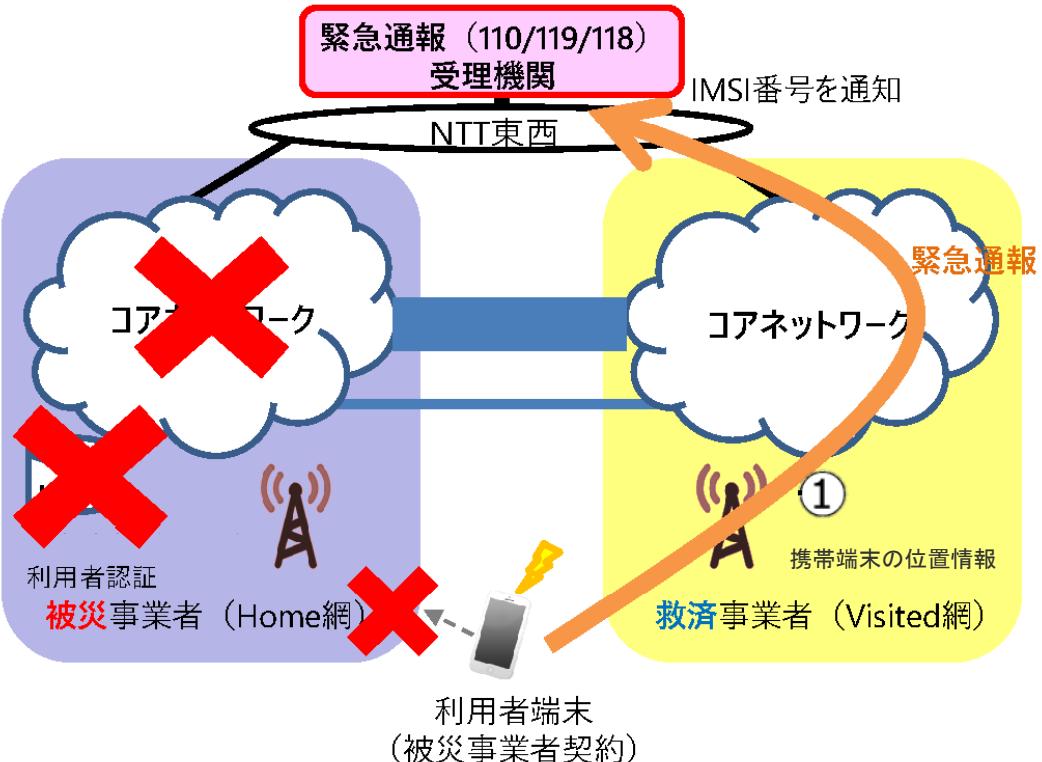


- ① HSS(加入者データベース)による利用者認証や端末位置登録の試行
  - ② ①の完了
  - ③ コアネットワークに障害が発生しているため、  
緊急通報受理機関に対する緊急通報の発信のみが可能  
(緊急通報受理機関からの呼び返しや一般的な通話はできない。)

### 「緊急通報のみ(認証なし)」方式

## HSS認証が機能しない場合

緊急通報受理機関の指令台に発信者のIMSI番号が表示されるが、緊急通報受理機関はその番号に対して呼び返しができない。



- ① コアネットワークに障害が発生しているため、緊急通報受理機関に対する緊急通報の発信のみが可能  
(緊急通報受理機関からの呼び返しや一般的な通話はできない。)

# 検討結果(周知内容)

- 利用者が非常時事業者間ローミングを支障なく使うことができるよう、「平時」及び「非常時」に、十分な情報を適切な手段を用いて周知・広報するための方法について検討し、利用者が必要とする情報とその周知・広報手段について整理。

## 平時

- 情報伝達手段が限られる「非常時」への備えという点で、利用者に非常時事業者間ローミングの理解を深めてもらうことが重要であるため、利用者及び関係機関に向けて、継続的かつ効果的に必要十分な情報の周知・広報。

## 非常時

- 「電気通信サービスにおける障害発生時の周知・広報に関するガイドライン」<sup>(※1)</sup>に沿った対応を基本。
- 利用者の情報伝達手段が限られる状況下において、通信が利用できない際の代替手段の一つとして、非常時事業者間ローミングを利用するためには十分な情報の周知・広報。
- 関係機関に対して、非常時事業者間ローミングに関する適切な情報展開ができるよう、必要な情報や伝え方などを整理。

## 周知内容(抜粋)

非常時ローミング利用者が必要とする情報		主な周知手段			補足・その他
サービス概要	目的・概要 (発動種別毎)など	平時 及び 非常時	・HP掲載(MNO) ・SNS ・放送など	・動画配信サイトなど ・防災アプリ ・文書など	・HP掲載については通信事業者のみではなく、国(総務省や内閣府防災HP等)や関連団体等の協力を希望 ・非常時は平時に周知した情報を案内
対応端末	利用可能な端末情報など	平時 及び 非常時	<既存端末・新規発売端末> ・HP掲載(MNO・MVNO・端末ベンダー)		・MVNOや端末ベンダー他にもHPの仕様ページへの掲載など協力を希望 ・過去端末、過去OS、その他組み合わせなど、全て記載することは困難であることから、利用可能であることが確認できた端末から、順次掲載し、端末買い替えサイクル(4~5年)を最低限の確認範囲の目安としつつ、それを超える端末は、各事業者、MVNOや端末ベンダーが可能な限りの確認を行い周知 ・非常時は平時に周知した情報を案内
利用方法	利用するための端末設定方法・操作方法など	平時	・HP掲載 ・SNS ・放送など ・防災イベント	・防災訓練 ・動画配信サイトなど ・チラシ/PDFの配備 ・スマート教室等	・チラシは、避難所への配備や市報などへの掲載など、地方自治体の協力を希望(PDFデータによる配布などを検討中)
利用料金	利用料金など	平時 及び 非常時	・HP掲載 ・SNS ・放送など	・動画配信サイトなど ・防災アプリ	・料金は、MNOがHP掲載 ・非常時は、平時に周知した情報を案内

# 検討結果(周知・広報コンテンツ)

○非常時事業者間ローミングを利用する際に必要となる情報を記載した説明用PDFの作成について検討。

## 説明用PDFの内容(案)

- 概要、メリット、発動時期、利用方法
- 端末上での設定方法、操作方法
- 他の代替手段(固定電話、Wi-Fi、00000JAPAN、衛星通信等)
- イメージ図など絵を用いた説明
- A4判両面1枚(表裏でそれぞれiOS端末・Android端末向け)

## 説明用PDFの配布方法(案)

- 電子媒体での配布  
ホームページ等からダウンロードする等で配布することを想定。
- 印刷した紙媒体での配布  
避難場所等に印刷して配備するなどの方法により、非常時に通信が利用できない状況下でも、参照できるように努める。
- 店舗での掲示  
災害や大規模な通信障害が発生した際のユーザー行動を考えると、携帯電話を扱うショッピング等に行くことが想定されることから、これら店舗における情報展開が必要である。



表現(何を目立たせるか、用語等)については、MNOにて継続検討

### 説明用PDF(案)(iOS向け)

#### JAPAN ローミング™の使い方 iOSの場合

別紙

- ・ JAPANローミング™とは、災害などでご契約の携帯回線の通信がつながりにくい時でも、他社の4G回線に切り替えてご利用いただけるサービスです
- ・ JAPANローミング™発動時、通信事業者はデータ通信・音声通話を利用できるフルローミングか、緊急通報のみを利用できる緊急通報のみローミングかの種別をホームページで告知します。利用料金は、○○○○です。
- ・ ご契約中発動種別が分からない場合、まず自動で接続されたかお確かめください。接続できた場合、画像④のように「JPN-ROAM X」の事業者名が端末の左上に表示されます。自動で接続されない場合、以下のフルローミング、緊急通報のみローミングの説明に沿ってお試しください

#### フルローミング

##### 1.接続方法

- ・ 発動時に、対応機種は、自動で接続される場合もありますが、手動で接続先を選択頂くより確実に繋がります
- ・ 手動で接続する方法は、**右側図解**をご覧ください

##### 2.終了方法

- ・ 事業者選択メニューを「自動」に設定する、または「手動選択」にてご契約の通信事業者を選択する操作をお試しください
- ・ 「自動」に設定しても、自動で復帰しない場合、機内モードボタンをタップ、機内モードの「On」「Off」をお試しください

#### 緊急通報のみローミング

##### 1.接続方法

- ・ 発動時に、手動で接続先の事業者を選択頂く必要があります
- ・ 手動で接続する方法は、**右側図解**をご覧ください

##### 2.終了方法

- ・ 緊急通報のみローミングが終了する場合、ご契約の事業者へ復帰するため、手動でご契約事業者のネットワークを選択頂く必要があります

データ通信がご利用頂ける環境にいらっしゃるお客様は、QRコードをスキャンして詳細図解をご覧ください



①「設定」を開き、「モバイル通信」をタップする



②「ネットワーク選択」をタップする



③「自動」を「Off」にし、JAPANローミング™用の事業者のネットワークを選択する



④選択したJAPANローミング™用の事業者の名前が表示される(緊急通報のみローミングの場合、「圏外」に表示)



■ 記載された情報は2026年x月xx日現在のものです。  
■ JAPANローミング™は災害等が発生した場合の代替手段であり、固定電話・公衆電話・固定インターネット回線・00000JAPAN等の他の代替手段を合わせてご利用ください



- 検討会第3次報告書では、非常時事業者間ローミングの際に生ずる様々な制約事項について周知する必要があることが示されている。当該制約事項のほか、発動時の動作において端末の実装に依存する部分があるため、特に、緊急通報の発信について、今後の検証等を踏まえ、可能な範囲で利用者への周知等を図っていくことが必要であることから、MNOにおいて整理の上、以下の制約事項に関する利用者周知を実施。

## 利用者周知を進めていく制約事項

### 「フルローミング」方式における制約事項

- 一部の既存端末において
- ・ 一般的な通話、SMS及びデータ通信は可能であっても緊急通報が発信できないこと
  - ・ 184又は186を付加した場合に緊急通報が発信できないこと

(※1)短縮ダイヤルやフリーダイヤル等の平常時において発CA(チャージングエリア)情報に応じて異なる接続先へ接続しているダイヤル番号  
(※2)接続制限(被災事業者での発信制限)又はあらかじめ定められた発CA固定での発信

- 一部のダイヤル番号<sup>(※1)</sup>について平常時と異なる発信方法<sup>(※2)</sup>となること

### 「緊急通報のみ」方式における制約事項

- 対応端末が令和8年春以降に発売される見込みであること
- 対応端末において
- ・ 184又は186を付加した場合に緊急通報が接続不可であること
  - ・ 緊急通報受理機関からの呼び戻しが不可であること
  - ・ 障害状況(電波状況)等によって、ネットワーク接続先選択動作の端末実装差分等で発信できない場合があること
  - ・ 緊急通報が可能であっても、端末画面表示において「圏外」と表示されること



## 以下についてはMNOにおいて継続検討

- #7119(救急相談センター)や#9110(警察相談専用電話)の短縮ダイヤル(緊急通報に準じた重要な番号であり、理想的にはCA情報を各事業者間で統一する、都道府県単位で適切な接続先に接続する等の仕組みが必要)
- 0120や0800(様々な故障受付等の番号として使用されており、非常時において利用される可能性が高い。サービス・イン時点で直ちに実施することは困難な可能性があるものの、できる限り救済する方向で検討すべき)

# 検討結果(発動・終了の条件)

- これまでの検討会報告における基本的な考え方<sup>(※1)</sup>を踏まえ、非常時事業者間ローミングの導入に際して必要な運用方法(非常時事業者間ローミングの発動から終了までを考慮したもの)について検討。
- 特に、利用者への影響を最小限に抑えつつ、救済網の自社ユーザーに影響を及ぼさない範囲で救済網を速やかに提供するため、設備容量の確保に関する考え方、規制の手法などについて検討を実施。

## 地震における基準

過去10年間の大規模な地震(震度7及び6強)と携帯電話サービスの支障状況について調査した。

調査の結果、震度7の地震が発生した際には、携帯電話サービスの支障が必ず発生していたことが判明した。

○震度7の地震が発生した際には携帯電話サービスの支障が大きくなると想定し、非常時事業者間ローミングの発動に向けた事業者間での協議を速やかに開始する運用フローとした。

○震度6強以下の場合には、災害状況を踏まえ、非常時事業者間ローミングの発動について、事業者間で協議を実施したうえで判断、発動することとした。

## 地震以外の災害における基準

荒天(台風・豪雨・豪雪など)、林野火災、噴火の3つのパターンに分類し、特に、荒天に関して、過去2年間の台風規模とその影響を調査した。

調査の結果「強さ」や「影響エリア」が時間と共に変化し、またエリアによっても影響度が異なることから、定量的な基準を設定することが困難であるものの、過去2年間の結果を鑑みると、影響が生じた際には「関係省庁災害警戒会議」が設置される場合が多かつたことが示された。

○「関係省庁災害警戒会議」の設置を基準とし、MNO間で非常時事業者間ローミングに関する事前情報連携を開始することにより連絡体制を整えておき、自然災害が拡大し、設備影響が出てきた段階で、連絡体制を使いながら発動判断をしていくこととした。

## コア設備・伝送路両系故障における基準

以下の3つの条件を満たした場合、速やかに発動に向けた協議を開始するとの説明があった。

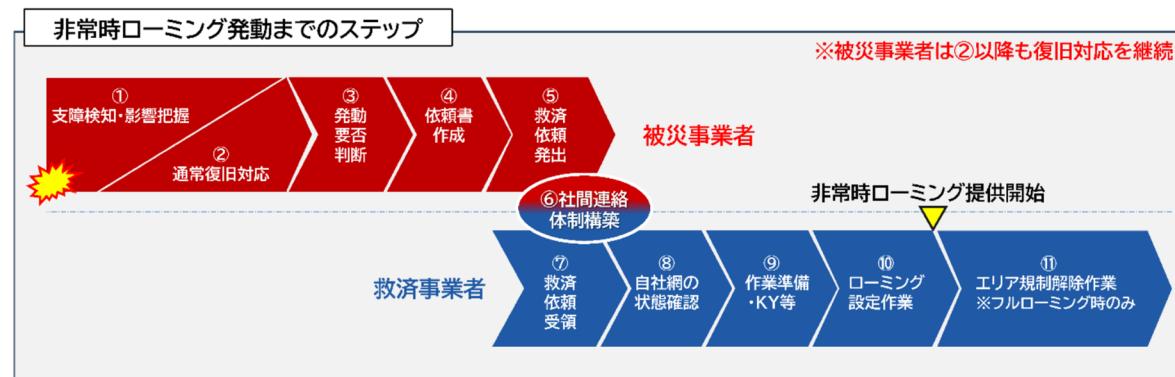
- 「重大な事故」の基準<sup>(※2)</sup>を超える障害であること
- 故障被疑箇所及びサービス影響の種別から非常時事業者間ローミングの発動による状況改善が見込まれる障害内容であること
- 復旧まで長期化すると見込まれる状況であること

(※1)非常時事業者間ローミングが発動されるタイミングは「非常時」であること

(※2)[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/net\\_anzen/jiko/judai.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/judai.html)

# 検討結果(運用フロー)

- 非常時事業者間ローミングの発動に係る時間短縮に向け、MNOにおいて運用フローについて検討。
- 検討の結果、起因となる事象によって多少の差異があるものの、事象発生から非常時事業者間ローミングの発動までの間に必要となる対応について、以下のとおり11ステップに分けて整理。



※非常時事業者間ローミングの発動直後において、救済網が輻輳する可能性を回避する必要がある。

構成要素	所要時間(最大想定)	補足	発動の迅速化に向けた取り組み
① 支障検知・影響把握	～60分程度	影響エリア、影響サービス・原因部位特定等	○ 災害や社会情勢悪化等により、エリア支障発生が近く予想される状況となった際は、あらかじめ、通信事業者間にて非常時事業者間ローミングの発動に備え、 <b>連絡体制の事前構築</b> を行う。(ステップ⑥に関係)
② 通常復旧対応		準備された通常の復旧対応を実施	○ エリア支障が発生した際、通信事業者は、エリア支障発生を総務省に対して連絡し、各社HPにもエリア支障発生の旨を掲載するとともに、 <b>非常時事業者間ローミングの立ち上げに向けた検討を遅滞なく開始</b> する。(ステップ①から③までに関係)
③ 発動要否判断	～30分程度	復旧計画と所要時間に対してローミング発動時間から判断	○ 非常時事業者間ローミングの発動依頼に際しては、 <b>共通のフォーマット</b> を用いることで、情報連携の迅速化・効率化(誤認や齟齬防止、情報漏れの防止、情報確認の効率化等)を図る。(ステップ④から⑦までに関係)
④ 依頼書作成		発動エリアの精査後、内部チェックの上、発出	○ ツール化、バージョンアップ等の改修により、設備への設定時間の短縮を実現する。(ステップ⑩及び⑪に関係)
⑤ 救済依頼発出	～30分程度	各社にローミング発動依頼・調整を実施	○ 検討会第3次報告書3-3のとおり、発動後、 <b>総務省へ非常時事業者間ローミングの発動実績報告を行う</b> と共に、自社・社間にて <b>発動後の振り返り等</b> により、継続的に最適化を実施する。(ステップ①から⑪までに関係)
⑥ 社間体制構築		社間での連絡体制を構築	
⑦ 救済依頼受領	～30分程度	救済依頼内容を確認(フル/緊急通報、エリア等)	
⑧ 自社網の状態確認		依頼への対応可否等、自社網の状態確認／発動内容決定	
⑨ 作業準備・KY等	～30分程度	ヒューマンエラー防止等、安全対策の実施	
⑩ ローミング設定作業	～90分程度	設定エリア数等も影響	
非常時ローミング提供開始 ※緊急通報のみローミングの場合は以下手順不要			
⑪ エリア規制解除作業	基地局数・在圏数による	一斉認証やトラヒック輻輳等の防止のため、徐々に規制解除	
事前の連絡体制構築やツール化等により、 <b>時間短縮が可能な箇所について</b> は <b>短縮を図っていく</b> とともに、 <b>パターン分けを精緻化してシミュレーション等を実施していくこと</b> 、 <b>事業者間で実施する非常時事業者間ローミングの発動訓練により、発動所要時間の短縮化を図っていく</b> ことがMNOから示された。			

- 非常時事業者間ローミング発動時に、どの程度の通信速度であれば救済事業者の空きリソース内で提供が可能か、また、最低限利用できるレベルを維持できるかについてMNOにおける検討結果に基づき、検討。
- 検討の結果、非常時事業者間ローミング発動時に提供できる通信速度は、送受信時最大300kbpsを目標設定し、条件等により実現困難となる場合も踏まえ、今後の実機等を用いた検証等の中で明確化を図ることが適当。

## 検討にあたって考慮した点

- 従前の契約帯域超過後の速度制限では、**各社128kbps規制として提供(目標1)**
- 非常時を想定した副回線サービス(個人向け)では、**送受信時最大300kbpsとして提供(目標2)**
- 音声は勿論、二段階認証などSMS等の簡単なテキストのやり取りに対応できる速度であることが、最低限、維持すべきレベル



## 検討結果

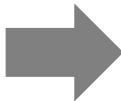
- 目標1及び目標2共に、複数の救済事業者による収容分散が実現でき、ある程度のACB per PLMN<sup>(※1)</sup>等のオペレーションにより、自社契約利用者に影響を出さず、非常時事業者間ローミングが提供可能であると判断
- 特定の救済事業者に偏って収容されてしまった場合等、品質維持のため、救済対象端末に対して非常に高いレベルでのACB per PLMNを掛ける必要があることから、体感品質として非常に低い値となる可能性があることが判明
- **非常時事業者間ローミング発動時に提供できる通信速度は、送受信時最大300kbpsとした**
- 上述の条件等により実現困難となる場合もあるため、今後の実機等を用いた検証等の中で明確化を図ることが適当。さらに、**非常時事業者間ローミングのサービス提供開始以降の実績値等を見ながら、速度向上の可能性を含め、提供品質及び規制解除レベルについて適宜、見直しを実施することが適当。**

(※1) ACB per PLMN: PLMN毎のパケット発信全般を規制するためのアクセス制御

- 非常時事業者間ローミング実施時に携帯電話向けに配信される緊急地震速報等(ETWS)について、スマートフォンのOS別に仕様を精査した結果、緊急地震速報等の一部が鳴動しないおそれがあることが判明(検討会第3次報告書)
- MNO及び端末ベンダーによる検討の結果、以下のとおり解決策が提示。

## iOS端末における課題

- 緊急地震速報等の配信に制約。

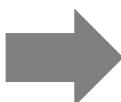


## iOS端末における解決策(解決済)

- 令和7年5月13日時点の最新ソフトウェア(iOS 18.5)が動作しているiOS端末においては、ローミングの接続先(救済網)と端末・SIMの全ての組み合わせに対して、緊急地震速報等が表示・鳴動可能であることが確認。

## Android端末における課題

- NTTドコモと他の3社でネットワーク仕様が異なるため、KDDI、ソフトバンク及び楽天モバイルが発売した端末は、NTTドコモのネットワークに非常時事業者間ローミングで接続する場合には、「災害・避難情報」が配信されない。
- KDDIが発売した端末(同社SIMを利用する場合を前提とする。)の一部は、非常時事業者間ローミング実施時の「津波警報」、「災害・避難情報」の受信に対応していない。ただし、「津波警報」については、共通仕様に対応した2019年下期以降発売の端末については鳴動可、また、「災害・避難情報」については、2023年上期以降発売かつ5G SA対応SIMを利用中の端末は鳴動可である。



## Android端末における解決策(一部継続検討中)

- 「災害・避難情報」の配信が人命保護を目的としたサービスであることを考慮し、NTTドコモから、独自IDによる配信に加え、3事業者が対応している標準メッセージID(標準ID)でも配信する方式が提案。
- これにより、KDDI、ソフトバンク及び楽天モバイルが発売した端末が、NTTドコモのネットワークに非常時事業者間ローミングで接続する場合においても、「災害・避難情報」のメッセージを配信可能であることが示された。また、本方式は令和7年度末頃に提供開始予定。

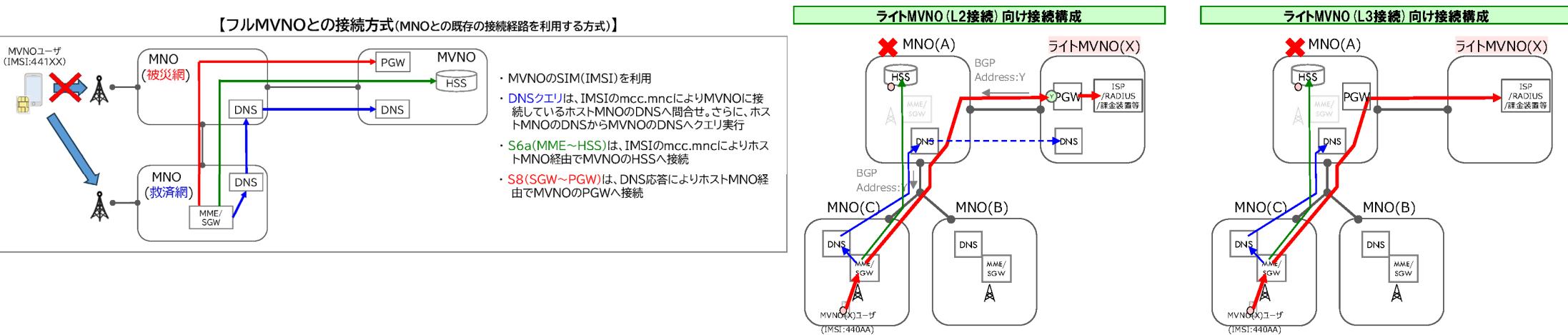
## 今後の対応

- KDDIが発売した一部端末における非常時事業者間ローミング実施時の「津波警報」、「災害・避難情報」の受信不可について、今後、FOTA<sup>(※1)</sup>等のアップデートによる解決策を検討中。

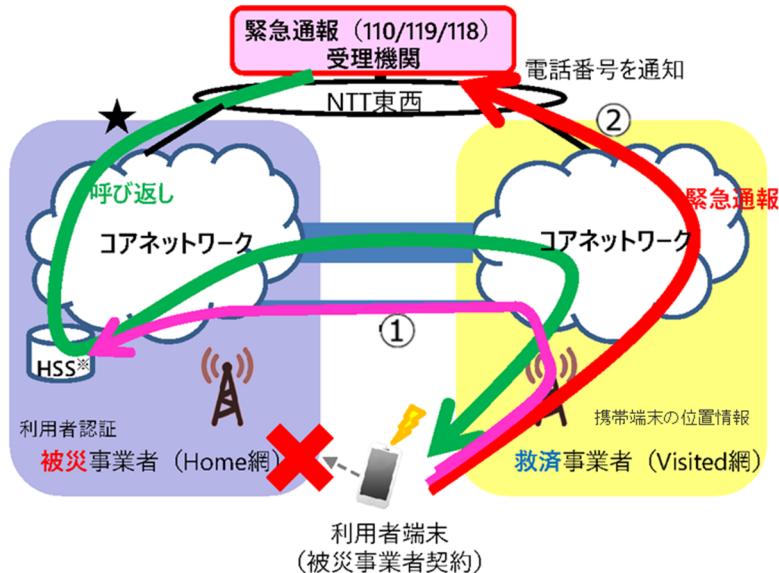
(※1) FOTA(Firmware Over-The-Air):スマートフォン等の携帯電話端末のファームウェアを、無線通信により配布・更新すること。

# 検討結果(MVNO利用者への情報提供)

- 非常時事業者間ローミングにおけるMVNOとの接続方式について、MVNOタスクグループとMNOの協議で議論された結果、**非常時事業者間ローミングの提供開始時においては、既存の接続経路を利用する方式が望ましい**ことを合意。
- ライトMVNOに関しては、既存の接続経路を利用する方式以外が技術的に困難であることが判明し、MNO側でライトMVNO向け非常時事業者間ローミングの提供条件を明確にし、ライトMVNO向けに説明を実施し連携を図っていく。
- MVNOにおいては、自らの利用者がローミングサービスの提供を受けられるかどうかを把握できるよう、導入予定の有無や時期について、MNOによる導入準備が完了次第、早期に周知することが適当。あわせて、MNOにおいては、MVNOが非常時事業者間ローミングの導入を早期に判断し、提供準備ができるよう、引き続き、MVNOに対して情報提供や必要な手続きの調整を速やかに進めていくことが適当。



【論点】フルローミング方式については、既存の端末のうち一部の端末において、184や186の非通知番号（通知番号）を付与した発信を行った場合、緊急呼発信が不可となること

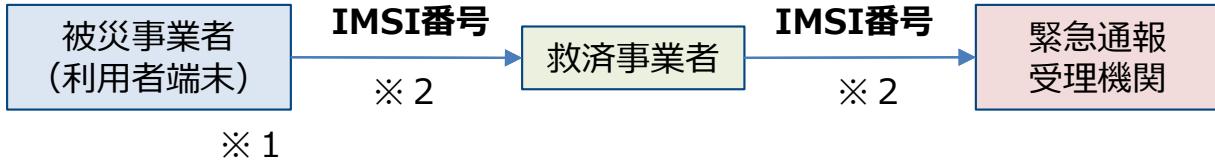
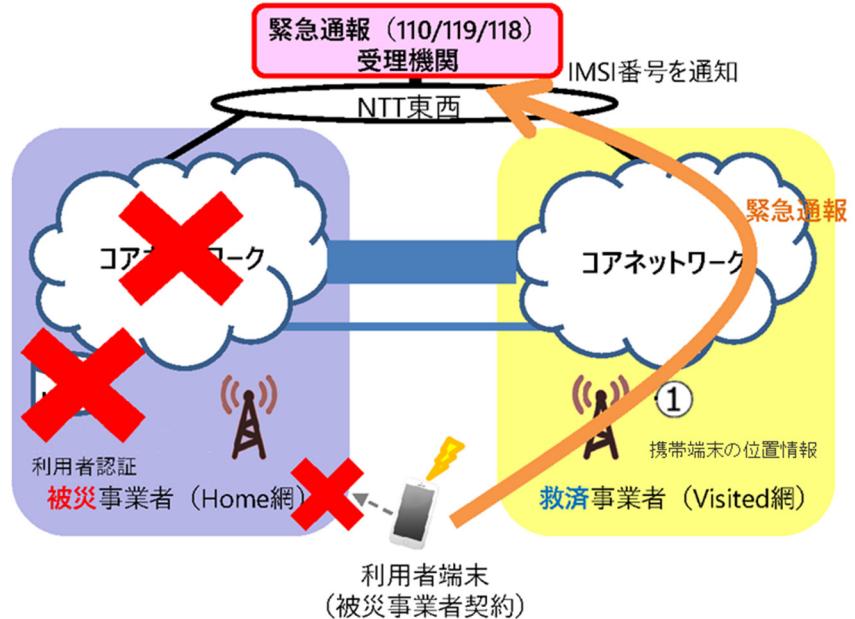


※ 1 被災事業者のコアネットワークには障害が発生しておらず、利用者認証・位置登録データベース（HSS）が利用可能のため、発信者（利用者）の電話番号が把握可能。

※ 2 184や186の非通知番号/通知番号を付与した緊急呼発信ができないため、必ず電話番号が提供される。

	問題の所在	整理（骨子）	対応方針
通秘	電話番号は通信の秘密に係る情報であるところ、これを受信者である緊急通報受理機関に通知することは、通秘の侵害に当たる可能性がある。	<p><b>有効な同意</b></p> <p>改定後の約款について包括同意を取得し、上記論点について周知した上で、利用者が非常時ローミングを利用する場合、電話番号を通知することについて有効な同意があるから、電話番号を秘密にする意思がないと認められ、通信の秘密の侵害に当たらない。</p>	<p>企業：契約約款を変更し、周知</p> <p>総務省：本報告書へ記載、電気通信事業GLの改正</p>
個人情報	<p>発信者番号が緊急通報受理機関に通知※される場合、個人データ及び個人関連情報の第三者提供にあたる。</p> <p>※①「被災事業者」から「救済事業者」への個人情報の「提供」、 ②「救済事業者」から「緊急通報受理機関」への個人関連情報の「提供」</p>	<p><b>架電による同意</b></p> <p>合理的かつ適切な方法により約款の文言を改定し、周知した場合において、本人が非通知番号（184番）を付加せずに架電したとき、黙示の同意が認められる。</p>	<p>企業：契約約款を変更し、周知</p> <p>総務省：本報告書へ記載</p>

【論点】緊急通報発信のみ方式（認証なし）については、発信電話番号を伝えることができないため、代わりに発信者の端末から自動送信を受けたIMSI番号を緊急通報受理機関に通知すること

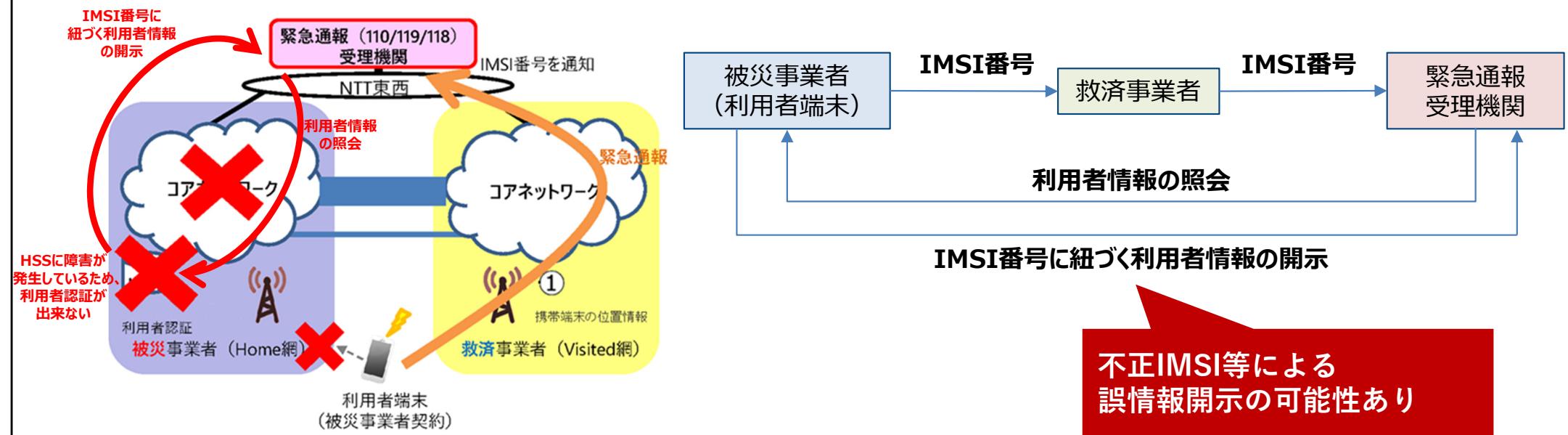


※ 1 被災事業者のコアネットワークに障害が発生しており、利用者認証・位置登録データベース（HSS）は利用不可のため、発信者（利用者）の電話番号が把握不可。

※ 2 電話番号に代わり、IMSI番号が提供される。

	問題の所在	整理（骨子）	対応方針
通秘	IMSI番号は通信に秘密に係る情報であるところ、これを受信者である緊急通報受理機関に通知することは「漏えい」に当たり、通秘の侵害に当たる可能性がある。	<b>有効な同意</b> >改定後の約款について包括同意を取得し、上記論点について周知した上で、利用者が非常時ローミングを利用する場合、IMSI番号を通知することについて有効な同意があるから、IMSI番号を秘密にする意思がないと認められ、通信の秘密の侵害に当たらない。	企業：契約約款を変更し、周知 総務省：本報告書へ記載、電気通信事業GLの改正
個人情報	IMSI番号が緊急通報受理機関に通知される場合、個人データ又は個人関連情報の第三者提供にあたる。	<b>架電による同意</b> >合理的かつ適切な方法により約款の文言を改定し、周知した場合において、本人が非通知番号（184番）を付加せずに架電したとき、默示の同意が認められる。	企業：契約約款を変更し、周知 総務省：本報告書へ記載

【論点】緊急通報発信のみ方式（認証なし）のローミングを実施する場合、IMSI番号を緊急通報受理機関へ通知することとなるところ、当該機関から被救済事業者に対して、IMSI番号を基に利用者情報照会を行う際、発信者本人以外の利用者の情報を開示してしまう可能性がある。



問題の所在	整理（骨子）	対応方針	
<b>通秘</b>			
<b>個人情報等</b>	<p>①被救済事業者が、IMSI番号と紐づく利用者の情報を提供する場合、個人情報の第三者提供にあたる。</p> <p>②また、利用者情報を緊急通報受理機関へ通知することは特定利用者情報の「漏えい」にあたる。</p>	<p><b>① 例外規定に基づく提供</b> &gt; 基本的に個人情報保護法第27条第1項第2号又は第4号に該当する</p> <p><b>② 情報取扱方針への記載</b> &gt; 明確に情報取扱方針に記載している場合は「漏えい」に該当しない</p>	<p>企業：契約約款を変更し、周知、情報取扱方針への記載</p> <p>総務省：本報告書へ記載</p>

- 今後、令和7年度末頃の導入に向けて、MNOと端末ベンダー等による商用網を用いた相互接続性確認試験が進められることにより、非常時事業者間ローミングに対応した端末が市場に登場することが期待されるほか、MNOにおいて、関係機関等の協力も得つつ、利用者に向けた効果的な周知・広報の実施が必要。
- また、前述のような本検討の目標を踏まえ、非常時事業者間ローミングが非常時に十分に役に立つ仕組みとなるよう、MNOは、発動の迅速化や、これまでに判明している制約事項の可能な限りの改善に向けて、引き続き、技術的な検討・検証を実施していくことが望ましい。
- そのため、非常時事業者間ローミングの導入後においても、必要に応じて、活用状況についてモニタリング等を実施し、非常時事業者間ローミングの運用等にフィードバックしていくことが適当である。例えば、自然災害や通信障害などの非常時において、非常時事業者間ローミングを発動したケース及び発動しなかったケースの情報を蓄積し、それらを分析することにより、発動までの所用時間や、復旧作業時間のさらなる短縮化に繋げていくことを期待。
- 携帯電話サービスに障害が発生した際の非常時の通信手段として、複数SIMを利用する携帯電話サービス、通信事故時に対応する公衆Wi-Fi(00000JAPAN等)、衛星通信、高高度プラットフォーム(HAPS)等の幅広い方策についても検討を実施。これらについては、複数のMNOによる副回線提供サービスの提供開始や、公衆Wi-Fi(00000JAPAN)が災害時のみならず、通信事故の発生時にも対応するなどの取組が進められたほか、一部のMNOにおいて、スマートフォン等の既存の携帯電話端末を用いて衛星と直接通信を行う「衛星ダイレクト通信」が本年より開始。車載型基地局や可搬型基地局等による応急復旧や、このような非常時事業者間ローミング以外の通信手段の活用も含め、非常時の通信手段の確保に向けた環境整備及び関係事業者間の協力の一層の進展を期待。